

豊橋市文化施設及びスポーツ施設等ネーミングライツ等に 関する情報提供依頼（RFI）

豊橋市では新たな収入の確保のため、文化施設やスポーツ施設へのネーミングライツなどの導入を検討しています。

つきましては、需要と希望金額の見込みについて市場調査にご協力をお願いします。

1. 対象施設

施設名	年間利用者（R6実績）	自主公演チラシ配布数	場所
市民文化会館 (改修工事につき使用不可の期間有)	972件 33,949人	自主公演無し	向山大池町 20-1
ホール	改修工事のため実績無		
会議室	507件 9,240人		
公会堂	905件 67,381人	自主公演無し	八町通 2-22
ホール	220件 52,911人		
ライフポートとよはし	5,616件 130,567人	自主公演無し	神野ふ頭町 3- 22
コンサートホール	165件 46,157人		
中ホール	295件 31,697人		
穂の国とよはし芸術劇場	4,858件 181,542人	年間プログラム 12万枚 小学校全校配布チラシ 2万枚	西小田原町 123
主ホール	213件 74,562人	公演 10,000×30件 = 300,000枚	
アートスペース	281件 28,537人		
アイブラザ豊橋	10,690件 221,535人	公演 75,000枚	草間町東山 143-6
講堂	100件 78,717人		
小ホール	248件 23,898人		
会議室	4,468件 51,944人	カルチャークラブ 10,000枚	
多目的室	3,025件 21,714人		

総合体育館	1,148 件	253,679 人	—	神野新田町メ ノ割 1-3
アクアリーナ	1,109 件	118,543 人	—	神野新田町メ ノ割 1-3
総合スポーツ公園サッ カー場	一件	45,220 人	—	神野新田町字 キノ割 8-1
市民球場	163 件	56,382 人	—	岩田町 1-2
市民球技場	一件	23,159 人	—	岩田町 1-2

2. 検討している手法について

(1) ネーミングライツ

対象施設に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の一般的な呼称として使用できるものとします。

①ネーミングライツパートナー メリット

- ・ 標識類や施設看板等への愛称の標示
- ・ 施設パンフレット等への愛称記載
- ・ 広報媒体やホームページ等による広報
- ・ 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- ・ その他（施設の設置目的や関連法令等の範囲内のもの）

②費用分担について

○ネーミングライツパートナーの負担

- ・ ネーミングライツ事業に伴う対象施設に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

○市の負担

- ・ ネーミングライツパートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設の標示の変更については、市の負担とします。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更（注1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更（注2）	○	

（注1）敷地内外の看板等の変更箇所は募集要項等で指定することとしますが、指定箇所以外についても市や関係機関と協議のうえ変更を行うことができることとします。

（注2）残部数や切り替え時期などを考慮し、時期等について協議のうえ決定することとします。

（2）その他の手法について

デジタルサイネージの設置等その他手法について情報提供をお願いします。

3. 意見募集期間・意見応募方法

2026年（令和8年） 4月15日 ～ 5月15日

別紙回答票に記載の上、

bunka@city.toyohashi.lg.jp 〈文化課メールアドレス〉 へ

4. 情報提供に関する注意事項

- （1）豊橋市役所内での検討にのみ使用いたします。そのため、応募結果については原則非公開とさせていただきます。
- （2）いただいた情報を元にヒアリングさせていただくことがあります。
- （3）実際にネーミングライツその他の事業を実施する際には、別途募集をいたします。ネーミングライツを実際に募集する際には、市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋げる愛称を付与するため、審査委員会において審査を実施したうえでの決定いたします。
- （4）情報提供いただくにあたっては、法人格を有する団体からお願いします。条件を満たす団体で構成する「共同体」は法人格を有することを求めないものとし

す。

ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ① 公序良俗に反する事業を行う団体
- ② 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により
一般競争入札の参加を制限されている団体
- ④ 豊橋市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業者

（5）本 RFI に関する費用については、情報提供者が負担するものとします。